

障企発 0807 第 1 号

こ支障 第 223 号

令和 8 年 8 月 7 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

（公印省略）

こども家庭庁支援局障害児支援課長

（公印省略）

障害福祉計画等におけるサービスの必要見込量の算出方法及びいわゆる総量規制・
意見申出制度の活用について（通知）

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号。以下「基本指針」という。）第三の一の3及び二の2の（一）を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制の地域差を是正し、サービス供給が計画的かつ効率的に行われるようにする観点から、一部の障害福祉サービスに関して利用者割合が多い市町村（別表第五に定める要件に該当する市町村。以下「対象市町村」という。）においては、障害福祉計画及び障害児福祉計画において定めるサービスの必要見込量について、下記1の算出方法としていただくとともに、下記2のとおり、いわゆる総量規制や意見申出制度の活用により、地域の実情に応じたサービス提供体制としていただくよう、お願いします。

また、対象市町村は、対象サービスごとに別表のとおりとしますので、管内の市町村に対して周知いただくよう、併せてお願いします。

記

1. サービスの必要見込量の算出方法について（基本指針第三の二の2の（一）関係）

障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」については、従来の伸び率を採用した場合に全国の当該サービスの利用者数の伸び率を上回る場合、全国の当該サービスの利用者数の伸び率に止めて算定すること。ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法をその必要性と根拠を添えて示す場合は、この限りではないこと。

2. いわゆる総量規制等の活用について（基本指針第三の一の3関係）

いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること。

ただし、強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズをいわゆる総量規制の例外とするなどの運用が可能であること。

【参考】

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

(略) その上で、障害福祉サービス等の提供体制が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう、特定障害福祉サービス（障害者総合支援法第三十六条第二項に規定する特定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び特定障害児通所支援（児童福祉法第二十一条の五の十五第二項に規定する特定障害児通所支援をいう。以下同じ。）に係る事業者の指定に当たっては、都道府県等は、当該サービスの量が、障害福祉計画等において定める必要な量に既に達している等、障害福祉計画等の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、事業者の指定をしないことができることとされている。特に、別表第五の一の項に掲げる要件に該当する市町村における事業者の指定に当たっては、都道府県等は、当該規定を踏まえた対応が必要である。ただし、地域の実情を踏まえ、強度行動障害の状態にある児者や高次脳機能障害を有する児者、医療的ケアを必要とする児者等の重度障害児者等の個別ニーズを勘案し、必要な場合には、当該個別ニーズへの対応の必要性や当該サービスの重度障害児者等の利用者数の見込みを障害福祉計画等に定める等により、当該個別ニーズに対応する事業者を指定する等の運用が望ましい。その際、市町村においては、当該ニーズに関する意見の申出を積極的に実施することとする。

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

令和十一年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第一を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。特に、別表第五の一の項に掲げる要件に該当する市町村においては、特定障害福祉サービス及び特定障害児通所支援の種類ごとの必要な量の見込みを定めるに当たっては、次に掲げる方法により設定することを基本とする。

(1) 同表の二の項に掲げる算定方法

(2) 地域の具体的なニーズ調査を踏まえ、市町村障害福祉計画等において、(1)と異なる算定方法をその必要性及び根拠を添えて示す場合には、当該算定方法

別表第 5

項	要件及び方法
一	(1) 全部過疎市町村（※ 1）ではないこと かつ (2) 当該サービスの、人口（※ 2）に占めるサービス利用者割合が、(1)を満たす市町村の上位 25%の範囲内であること
二	当該市町村における当該サービスの利用者数の伸び率（※ 3）が、全国の当該サービスの利用者数の伸び率を上回る場合は、当該市町村における当該サービスの令和 9 年度から令和 11 年度までの見込みについては、当該市町村における当該サービスの令和 8 年度の見込みと全国の当該サービスの利用者数の伸び率を用いて定める（※ 4）。
備考 1 全部過疎市町村については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）に基づく過疎地域のうち、いわゆる過疎区分が全部過疎である市町村とする。 2 人口については、特定障害福祉サービスの場合は、18 歳以上の人口とし、特定障害児通所支援の場合は、18 歳未満の人口とする。 3 利用者数の伸び率については、令和 5 年度から令和 7 年度までの幾何平均を用いる。 4 この方法による場合は、全国の当該サービスの利用者数の伸び率が正の値であるときに限る。	

(別表) 各市町村のサービス利用者割合およびサービス利用者数の伸び率（全部過疎の自治体を除く）（宮城県）

市町村名	要請対象サービス											
	生活介護		共同生活援助		就労継続支援A型		就労継続支援B型		児童発達支援		放課後等デイサービス	
	サービス利用者 割合	サービスの利用 者数の伸び率	サービス利用者 割合	サービスの利用 者数の伸び率	サービス利用者 割合	サービスの利用 者数の伸び率	サービス利用者 割合	サービスの利用 者数の伸び率	サービス利用者 割合	サービスの利用 者数の伸び率	サービス利用者 割合	サービスの利用 者数の伸び率
仙台市	0.218%	1.721%	0.174%	10.225%	0.067%	3.150%	0.361%	10.008%	0.582%	3.994%	1.989%	12.012%
利用者割合の 第3四分位	0.358%		0.227%		0.121%		0.440%		1.240%		2.498%	
全国平均の 伸び率		0.702%		8.606%		-0.917%		9.483%		7.364%		9.293%